

○美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱

平成29年3月31日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、市民の快適な生活環境を保持することを目的として、飼い主不明猫の増加を抑制するため不妊手術を行う者に対し、飼い主不明猫不妊手術費用補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、美濃加茂市補助金等交付規則（平成25年美濃加茂市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主不明猫 市内に生息する飼い主が不明な猫をいう。
- (2) 不妊手術 雄猫の精巣を摘出する去勢手術、雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する避妊手術をいう。
- (3) 識別処置 不妊手術実施時に片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。
- (4) 不妊手術等 不妊手術及び識別処置のことをいう。
- (5) 診療施設 前条に定める目的に賛同し、動物愛護行政に協力する意欲のある者で、不妊手術等に協力する者が開設する獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内に生息する飼い主不明猫を診療施設へ持込み、不妊手術等を受けさせる市内在住の者とする。

(診療施設の登録)

第4条 診療施設の登録を受けようとする者は、不妊手術等を実施する診療施設ごとに、飼い主不明猫不妊手術等実施診療施設申請書（様式第1号。以下「診療施設申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、獣医師会にあっては、会に所属する診療施設分を一括して提出することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次に掲げる要件に該当すると認める場合は登録し、飼い主不明猫不妊手術等実施診療施設登録通知書（様式第2号）により通知し、公表するものとする。

- (1) 申請者は、獣医療法第3条の規定に基づき診療施設を開設した者又は、同法第5条第1項の規定により診療施設を管理している獣医師であること。
- (2) 獣医療法及びその他関係法令の規定に違反したことがない獣医師であること。

(診療施設の変更届等)

第5条 診療施設の登録を受けた者は、診療施設申請書に記載した事項に変更が生じたとき、又は登録を解除するときは、速やかに飼い主不明猫不妊手術等実施診療施設登録事項変更・登録解除届（様式第3号）により、市長に届け出なければならない。

（診療施設の登録解除）

第6条 市長は、診療施設が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その登録を解除することができる。

- (1) 第4条第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) この告示及び獣医療法その他関係法令の規定に違反したとき。
- (3) 診療施設の登録を受けた者から登録解除の届出があったとき。

（診療施設の獣医師の責務）

第7条 診療施設の獣医師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 診療施設の獣医師は、この告示による事業の趣旨及び内容を十分に理解し、市民から求められたときは、当該趣旨及び内容を市民に説明すること。
- (2) 診療施設の獣医師は、補助対象者から求められたときは、不妊手術等を実施後に市の求める事項として、申請者氏名、発行日、手術実施日、動物病院名及び不妊手術の金額（個別又は明細により手術のみの金額が判別できるもの）を発行すること。
- (3) 診療施設の獣医師は、この事業に係る飼い主不明猫の不妊手術を実施するときは、再手術等を防止するため、識別措置を実施すること。
- (4) 診療施設の獣医師は、市長から要請があったときは、この告示に基づく不妊手術等に係るカルテ等の情報を開示すること。

（補助金額）

第8条 補助金の額は、1匹につき次に掲げる金額を上限とする。ただし、支払った手術費用の額が次に掲げる金額を下回る場合は当該支払った金額とする。

- (1) 雄猫の去勢手術 1匹につき4,000円
- (2) 雌猫の避妊手術 1匹につき6,000円

（補助金の申込み）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、不妊手術等の実施前に、次に掲げる事項を実施する旨を誓約し、飼い主不明猫不妊手術費用補助金申込書（様式第4号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 飼い主不明猫の収容
- (2) 収容した猫が飼い主不明猫であることの確認
- (3) 診療施設への飼い主不明猫の搬入及び引き取り
- (4) 診療施設に対する不妊手術等の実施依頼
- (5) 猫の収容、不妊手術等の実施により第三者に損害を与えた場合の賠償

(6) 前各号に掲げるもののほか、不妊手術等の実施について市長が必要と認める事項

2 前項の場合において、申込者は次に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 申込者の住所が確認できる書類

(2) 不妊手術等を受けさせようとする飼い主不明猫の写真

(補助金申込みの受付期間)

第10条 補助金申込みの受付期間は、毎年4月1日から翌年1月31日までとする。ただし、受付終了日以前に補助金交付予定額の合計が当該年度の予算額に達したときは、受付期間内であっても補助金申込みの受付を終了するものとする。

(申込承認)

第11条 市長は、第9条の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等の審査により、その承認又は不承認を決定し、飼い主不明猫不妊手術費用補助金申込結果通知書(様式第5号。以下「申込結果通知書」という。)により申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認を受けた者(以下「被承認者」という。)が、第14条の規定による申請(以下「交付申請」という。)を行える期間(以下「交付申請期限」という。)は、申込み結果通知後60日以内とする。

(補助金申込の変更届等)

第12条 申込者は、申込結果通知書に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに飼い主不明猫不妊手術費用補助金申込変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(不妊手術等の実施)

第13条 被承認者は、申込決定通知書に記載された診療施設で不妊手術等を実施するものとする。

(補助金申込みの取下げ)

第14条 被承認者は、不妊手術等が実施できない場合は、申込みを取り下げるものとする。

2 前項の場合において、被承認者は、飼い主不明猫不妊手術費用補助金申込取下届(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第15条 被承認者は、第13条の規定による不妊手術等を実施した後、申込結果通知書に定められた交付申請期限内に、飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付申請書(様式第8号)に、診療施設の獣医師の押印を受け、次に掲げる書類を添えて市長に補助金の交付を申請するものとする。

(1) 不妊手術に係る領収書(被承認者宛てのものに限る。)

(2) 不妊手術等を受けた飼い主不明猫の全体像を判別することができる写真

(3) 不妊手術等を受けた飼い主不明猫の識別処置部分を判別することができる写

真

(承認決定の取消し)

第16条 市長は、被承認者が交付申請期限内に交付申請をしなかったときは、承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の場合において、飼い主不明猫不妊手術費用補助金承認決定取消通知書(様式第9号)により、被承認者に通知するものとする。

(交付決定及び確定)

第17条 市長は、第15条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その額を確定するものとする。この場合において、市長は、飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第10号)により被承認者に通知し、補助金を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適当と認めるときは、速やかに被承認者に対し、理由を付してその旨を飼い主不明猫不妊手術費用補助金不交付決定通知書(様式第11号)により通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第18条 前条第1項の規定により通知を受けた者が補助金の請求をしようとするときは、飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第19条 市長は、被承認者が虚偽の申請又は、その他不正な手段により補助金を受け取ったときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月8日告示第129号)

この告示は、令和4年6月10日から施行する。

附 則(令和4年12月16日告示第249号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月8日告示第116号)

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

美濃加茂市長 （氏名） 宛

〒
（施設管理者）住 所
氏 名
電話番号

飼い主不明猫不妊手術等実施診療施設申請書

美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付に関する診療施設として登録を受けたいので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

施 設 名		
所 在 地	〒	
施設管理獣医師氏名		
施設管理獣医師の 獣医師免許情報	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
電 話 番 号		
F A X 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		
<input type="checkbox"/> 美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第7条各号の規定を遵守することに同意します。		

様式第2号（第4条関係）

発 第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 印

飼い主不明猫不妊手術等実施診療施設登録通知書

下記動物病院について、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱に定める診療施設に登録しましたので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第4条第2項の規定により、通知します。

施 設 名		
所 在 地	〒	
施設管理獣医師氏名		
診 療 施 設 登録年月日・登録番号	登 録 年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号	

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

〒
（申請者）住所
氏名
電話番号

飼い主不明猫不妊手術等実施診療施設登録事項変更・登録解除届

下記診療施設について、美濃加茂市飼い主不明猫の不妊手術費用補助金交付要綱

第5条の規定により（^{変更}
解除）を届け出ます。

登録病院名		登録番号	
所在地	〒		
変更・解除 年 月 日	年 月 日		
変更事項	施設名	旧：	
		新：	
	所在地	旧：	
		新：	
	施設管理 獣医師氏名	旧：	
		新：	
	その他	旧：	
		新：	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

〒
(申込者)住所
氏名
電話番号

飼い主不明猫不妊手術費用補助金申込書

次の猫は、市内に生息しており、飼い主がないことを確認しましたので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第9条の規定により、裏面の誓約事項を確認のうえ、次のとおり申し込みます。なお、市に対して納付又は納入すべき市税等の納付状況について市長が調査することに同意します。

猫の主な生息地域	美濃加茂市			付近
手術する猫	性別	雄・雌	種類	
	毛色		その他	
手術を予定する診療施設				
飼い主不明猫であることの確認				
※ 確認者が「自治会長」の場合（確認者は1名のみで可）は、必ず「自治会名」をご記入ください。それ以外の場合（確認者は2名必要）は、「その他」に印を付け、必ず「申請者との関係」をご記入ください。				
確認者	（※自治会名記入） <input type="checkbox"/> _____ 自治会長 （※申請者との関係を記入） <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他 () ()			
住所	美濃加茂市		美濃加茂市	
氏名				
電話				
確認書類：申請者の住所が確認できる書類（免許証、住民票、保険証等） 添付書類：飼い主不明猫の写真				

誓約事項

- 飼い主不明猫の収容
- 収容した猫が飼い主不明猫であることの確認
- 診療施設への飼い主不明猫の搬入及び引き取り
- 診療施設に対する不妊手術及び識別処置（片耳へのV字型の切り込み）の実施依頼
- 猫の収容、不妊手術等の実施により第三者に損害を与えた場合の賠償
- 前各号に掲げるもののほか、不妊手術等の実施について市長が必要と認める事項

上記の事項について責任を持って行うことを誓約します。

_____年 月 日 署名_____

申請者の方の個人情報を「手術を予定する診療施設」に提供することについて

私（申込者）は、美濃加茂市が私（申込者）の申請した「手術を予定する診療施設」に対して、飼い主不明猫不妊手術費補助金申込の受理の連絡をする目的で、私（申込者）の個人情報（氏名、電話番号）を提供することに同意いたします。

_____年 月 日 署名_____

市確認欄（以下は記入しないでください。）

確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
	証書番号	確認職員	

様式第5号（第11条関係）

発 第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長

印

飼い主不明猫不妊手術費用補助金申込結果通知書

年 月 日付けで申込みのありました美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

決 定 内 容	承認	不承認
補 助 申 込 者	住所：美濃加茂市	
	氏名：	
猫の主な生息地域	美濃加茂市	付近
手 術 す る 猫	性 別	雄 ・ 雌
	種 類	
	毛 色	
	その他	
交 付 申 請 期 限	年 月 日	
不 承 認 理 由		

【交付の条件】

- 1 不妊手術等の実施にあたっては、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術補助金交付要綱に定めるところにより行わなければなりません。
- 2 不妊手術等の実施方法等が不適当な場合には、補助金の交付を受けられないことがあります。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

〒
（請求者）住所
氏名
電話番号

飼い主不明猫不妊手術費用補助金申込変更届

年 月 日付け発 第 号で承認された美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金につきまして、下記の理由により申込み内容の変更を承認していただきたいので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第12条の規定により届け出ます。

受付番号	発 第 号			
申請した猫の主な生息地域	美濃加茂市			付近
申請した猫の特徴	性別	雄・雌	種類	
	毛色		その他	
手術を予定する診療施設				
変更事項				
変更理由				

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

美濃加茂市長 （氏名） 宛

〒
(届出者) 住 所
氏 名
電話番号

飼い主不明猫不妊手術費用補助金申込取下届

年 月 日付け発 第 号で承認された美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金につきまして、下記の理由により取下げますので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用交付要綱第14条の規定により届け出ます。

理 由				
申請した猫の 主な生息地域	美濃加茂市 付近			
猫 の 特 徴	性 別	雄 ・ 雌	種 類	
	毛 色		その他	
受 付 番 号	発 第 号			

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

美濃加茂市長 （氏 名） 宛

〒
(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付申請書

年 月 日付け発 第 号で承認された美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金につきまして、下記のとおり手術しましたので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第15条の規定により申請します。

交付承認通知書の番号及び日付	年 月 日付け 発 第 号		
手術した猫	性 別		推定年齢
	種 類		毛 色
	大 き さ	体長	体重
	そ の 他		
補助金の交付申請額	円		
識別処置実施部位	右	・	左
手術完了年月日	年	月	日

【獣医師記入欄】

上記のとおり、不妊手術及び手術実施済みであることの識別処置を実施したことを証明します。

年 月 日

診療施設名
診療施設所在地
獣医師氏名

【添付書類】

- 1 不妊手術に係る領収書（被承認者宛のものに限ります。）
- 2 不妊手術等を受けた飼い主不明猫の全体像を判別することができる写真
- 3 不妊手術等を受けた飼い主不明猫の識別処置部分を判別することができる写真

様式第9号（第16条関係）

発 第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長

印

飼い主不明猫不妊手術費用補助金承認決定取消通知書

年 月 日付け発 第 号により承認決定しました美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金の交付について、下記のとおり承認決定を取り消しましたので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

補助金の名称	美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金	
被承認者	住所：美濃加茂市	
	氏名：	
猫の主な生息地域	美濃加茂市 付近	
手術する猫	性別	雄 ・ 雌
	種類	
	毛色	
	その他	
交付申請期限	年 月 日	
取消理由		

様式第10号（第17条関係）

発 第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 印

飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日に申込みのありました美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金の交付について、下記のとおり交付決定し、併せて当該補助金の交付額を確定しましたので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

交付決定（確定）金額	円	
被 承 認 者	住所：美濃加茂市	
	氏名：	
猫の主な生息地域	美濃加茂市	付近
手 術 し た 猫	性 別	雄 ・ 雌
	種 類	
	毛 色	
	その他	
受 付 番 号	発 第 号	

- 1 実施方法が不適当な場合には、補助金の交付決定の取消し及び返還を命ずることがあります。
- 2 監査委員等が必要と認めた時には、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。

様式第 1 1 号 (第 1 7 条関係)

発 第 号
年 月 日

様

美濃加茂市長 印

飼い主不明猫不妊手術費用補助金不交付決定通知書

年 月 日に申込みのありました美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金につきまして、下記の理由により交付できませんので、美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付要綱第 1 7 条第 2 項の規定により通知します。

理 由				
申請した猫の 主な生息地域	美濃加茂市			付近
申請した 猫の特徴	性 別	雄 ・ 雌	種 類	
	毛 色		その他	
受付番号	発 第 号			

様式第12号（第18条関係）

年 月 日

美濃加茂市長（氏名）宛

〒
（請求者）住所
氏名
電話番号

飼い主不明猫不妊手術費用補助金交付請求書

美濃加茂市飼い主不明猫不妊手術補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

交付決定（確定） 通知日・通知番号	年 月 日 ・ 美濃加茂市補助指令 第 号				
請求金額	円				
請求者	住所				
	氏名				
	金融機関		銀行・信用金庫 農協 支店	普通当座	口座番号 ふりがな 口座名義人

【添付書類】

- 1 通帳の名義（カタカナ）・口座番号・支店名等がわかるページのコピー

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第9条関係)
様式第5号 (第11条関係)
様式第6号 (第12条関係)
様式第7号 (第14条関係)
様式第8号 (第15条関係)
様式第9号 (第16条関係)
様式第10号 (第17条関係)
様式第11号 (第17条関係)
様式第12号 (第18条関係)